

平成 29 年 第 1 回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第 45 号

平成 29 年第 1 回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 29 年 4 月 27 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 29 年 5 月 9 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 29 年第 1 回まんのう町議会臨時会会議録 (第 1 号)

平成 29 年 5 月 9 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米 希 子
3 番 合 田 正 夫	4 番 三 好 郁 雄
5 番 白 川 正 樹	6 番 関 洋 三
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 夫
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 田 岡 秀 俊	

十

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

7 番 白 川 年 男

8 番 白 川 皆 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章

議会事務局係長 平 田 友 彦

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義

副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長 三 原 一 夫

総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画政策課長	長 森 正 志	税 務 課 長	常 包 英 希
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	萩 岡 一 志	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	見 間 照 史
教育次長	脇 隆 博	学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	水道課長	天 米 賢 吾
地籍調査課長	池 下 尚 治		

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。目に青葉、山ほととぎす、初鯉。一年で一番過ごしやすい、いい季節になりました。本日は、平成29年第1回まんのう町臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日の臨時議会に上程いたしておりますのは、報告1件、議案2件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○田岡秀俊議長** 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

**○多田議会事務局長** 御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分報告1件を受理いたしました。

次に、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案1件を受理いたしました。

次に、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○田岡秀俊議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願

ます。

議会運営委員長、藤田昌大君。

**○藤田昌大議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

去る4月28日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております、議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町 国民健康保険税条例の一部改正について）議会の委任による専決処分のため承認を要しません。

日程第5 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町 税条例等の一部改正について）即決でお願いします。

日程第6 議案第2号 教育委員会委員任命の同意について 即決でお願いします。

以上の日程で、意見の一致を見、午前9時42分に委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

なお、この本議案については、4月25日の全員協議会で報告、詳細については資料等で説明をしておりますので、質疑についてはそのつもりで質疑をお願いしたいと思います。

以上で、終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

**○田岡秀俊議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、白川年男君、8番、白川皆男君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

**○田岡秀俊議長** 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

**日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）**

○田岡秀俊議長 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

提出者から報告の内容説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、報告第1号の専決処分の報告につきまして、（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）を御説明を申し上げます。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定された事項に基づき、平成29年3月31日付けで別紙専決処分書のとおり、まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

改正文をお開きください。

条例の新旧対照表がございます。この改正は、平成29年度の税制改正におきまして国民健康保険法施行令並びに地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の軽減判定に用いる所得基準が変更されたことから、上位法令との整合を図るため条例に同様の改正を行なうものです。

改正内容は、国民健康保険制度において、昨年、一昨年に引き続き低所得者に対して保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について経済動向等を踏まえた見直しを行い、軽減判定に用いる所得基準を拡充するものです。

第21条第2号の一人につき26万5千円を27万円に、同条第3号の48万円を49万円とすることで、低所得者に配慮した改正となっております。

なお、この軽減措置により、国民健康保険税の減少が予想されますが、減少額は全体的には、極めて軽微であることから、現時点では、予算の補正は、必要ないものと考えております。以上、専決処分の報告とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 これをもって、報告内容の説明を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を

終わります。

**日程第5 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）**

**○田岡秀俊議長** 日程第5、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第1号の専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）の提案理由を申し上げます。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、4月1日より施行されたことに伴い、まんのう町税条例等に所要の改正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

なお、改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、御審議の上、御議決、賜りますようお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 税務課長、常包英希君。

**○常包税務課長** それでは、議案第1号につきまして、御説明申し上げます。

2枚目の専決第1号 専決処分書をお開きください。

まんのう町税条例(平成18年まんのう町条例第55号)の一部を改正する条例、まんのう町税条例の一部を改正する条例(平成26年まんのう町条例第14号)の一部を改正する条例及びまんのう町税条例の一部を改正する条例(平成28年まんのう町条例第26号)の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成29年3月31日、まんのう町長 栗田隆義。

改正文をお開きください。

まんのう町税条例等の一部を次のとおり改正する。

この改正は、地方税法・同法施行令・同法施行規則の一部が改正され4月1日に施行されたことに伴い、先の報告第1号と同様に条例の改正を行うものですが、改正内容の一部に固定資産税の課税標準の特例割合を国の基準をもとに参酌する部分がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

改正につきましては、特定株式等譲渡所得金額にかかる所得取扱の明確化、事業所内保育事業等に係る固定資産税課税標準の特例措置、軽自動車税の特例措置の見直し等に関して改正行っております。

それでは、新旧対照表に従い説明いたしますが、上位法令や適用条項の改正等に伴う修正や条文中の字句の訂正等につきましては説明を簡略化させていただきますので、よろしくお願ひします。

対照表をごらんください。

1 ページ、第 33 条第 4 項中、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書を特例配当等申告書とし、また、ただし書きと関係する申告書に関する規定を加え、申告者の意思等を勘案して長が個人住民税の課税方式を決定できることを明確化しております。また、2 ページの同条第 6 項の特定株式等譲渡所得につきましても同様の改正を行っております。

2 ページ下段の第 34 条の 9 から、7 ページ第 50 条までの改正につきましては、第 33 条の改正に伴う規定の追加や関係法令等の改正に伴い引用条項や字句等の整備を行ったものであります。

7 ページ、第 61 条第 8 項につきましては震災等により滅失した償却資産等に代わる償却資産についての課税標準特例について法令等に基づき改正を行っております。

次に、第 61 条の 2 につきましては、法改正にあわせて新設するものですが、第 1 項は家庭的保育事業について、第 2 項は居宅訪問型保育事業について、第 3 項は事業所内保育事業について、それぞれ厚生労働省の定めにより長の認可を得て行う保育事業の用に供する家屋、償却資産の課税標準について特例措置を設けるもので、普通交付税の基準財政収入額の算定に用いる標準税率となる、国の示す参酌基準の 2 分の 1 の割合をそれぞれ採用しております。なお、本町では今までに、これに該当するような施設はありませんでした。

十

次に、第 63 条の 2 の改正につきましては、居住用超高層建築物、タワーマンションの区分所有に係る税額の按分について規定するものです。

8 ページ、第 63 条の 3 の改正は、震災関係で被災市街地復興推進地域に指定された場合に 4 年度分に限り従前の共用土地の税額の按分方法と同様の取扱ができるように規定を整備するものです。

10 ページ、第 74 条の 2 の改正は、現行の被災住宅用地の特例措置期間を 2 年度分から 4 年度分に拡充するものです。

11 ページ、附則第 5 条では控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称変更をするものです。

附則第 8 条は、肉用牛売却所得の住民税課税特例の適用期限を 3 年間延長するための改正です。

附則第 10 条は引用条項の改正に伴う改正をしております。

附則第 10 条の 2 の改正は、法改正に伴う項ずれを修正する改正のほか、第 12 項で、子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業主が保育に係る施設を設置した場合の固定資産税について、国が標準と示す 2 分の 1 の特例割合を適用し、また、13 項では緑地保全・緑化推進法人の管理する土地の固定資産税についても国が示す 3 分の 2 の特例割合を適用しています。

次に、第10条の3では条項ずれの修正のほか、第9項から第11項で、長期優良住宅の認定を受けた新築住宅等に対し、固定資産税の減免適用を受けるためにすべき申告について、新設と改正を行っております。

16ページの附則第16条の改正につきましては、軽自動車税のグリーン化特例の適用期間を2年延長するため規定を整備したものです。

18ページの附則第16条の2の改正につきましては、軽自動車の燃費不正があった場合の賦課徴収について、当該車両にグリーン化特例を適用したことで減額となった軽自動車税の不足分を、自動車メーカー側に請求できるように規定を整備したものです。

18ページ下段の附則第16条の3から22ページ附則第20条の3の、各附則につきましても、関係する法附則条項の改正にあわせて、それぞれ整合をとる改正を行っております。

22ページの第2条、まんのう町税条例の一部を改正する条例の一部改正と、24ページの第3条、まんのう町税条例の一部を改正する条例の一部改正について説明いたしますと、本来、平成29年3月の改正により、附則第6条は平成31年10月1日に施行されることとなっておりますが、準則に基づき改正を行った箇所の一部を修正する必要ができたことから、第3条で一旦修正を行ったのちに、第2条でもう一度、今回の税法改正に伴う改正を行うという、未施行部分の例規改正を行うための非常に複雑な手順を踏んでおりますが、結果的には平成29年3月議会で御承認いただきました附則内容と同様の内容となっております。詳細につきましては、対照表をごらんください。

以上、議案第1号、まんのう町税条例等の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正につ

いて)を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 日程第6 議案第2号 教育委員会委員任命の同意について

○田岡秀俊議長 日程第6、議案第2号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号の教育委員会委員任命の同意について、その提案理由を申し上げます。

まんのう町教育委員であります、青野公子委員が平成29年5月12日をもって任期が満了することから、引き続き同氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住所 まんのう町七箇3645番地1、氏名 青野公子、生年月日 昭和30年4月27日。

なお、委員の任期は同法第5条第1項の規定により、平成33年5月12日までの4年間となります。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 教育委員会委員任命の同意についてを採決いたします。



本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成29年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

**閉会時間 9時56分**

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年5月9日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+